

# 京都市発達相談員について

～一人で悩まないで気軽にご相談を～

京都市では、発達障害のある方への支援を児童福祉センターや京都市発達障害者支援センターかがやきなどで実施していますが、より身近な相談相手として発達相談員がいます。発達相談員は、発達障害のある方（未診断の方も含む）やその家族、友人など、関わりのある方々が抱えている悩みや疑問、不安などをお聞きします。一人で悩まずに自分の気持ちを相談員に話してみてください。



## 「発達相談員とは」

- 京都市障害者相談員のうち、発達障害を専門領域とする相談員の通称です。
- 発達相談員には発達障害のある方の保護者を委嘱しています。
- 専門家ではありませんが、実際に発達障害のある方を育てた経験を生かして、親身に相談をお受けします。

## (主な活動内容)

- 家庭における子育て、日常生活等に関する電話相談等

## 「ご利用いただくには」

- 相談員に直接ご相談ください。
  - ※どの行政区の相談員でも対応します。
- 子育てや家族のこと、日常生活のことなど幅広く相談をお受けしますので、お気軽に電話してください。
  - ※相談内容は、守秘義務によって守られますので、ご安心ください。

より身近で  
地域に密着した  
相談相手です。

## 相談先

### 電話番号 (相談員名)

北 区	431-3780 (岩永)	右京区	312-3081 (茶木)
北 区	090-3627-4568 (横田)	西京区	393-2514 (堀田)
上京区	451-5699 (大前)	西京区	333-6833 (宮島)
左京区	771-9065 (西松)	西京区	090-1915-0317 (平野)
左京区	781-7734 (吉田)	伏見区	090-8382-1952 (宮内)
山科区	572-3503 (山口)	伏見区	090-1152-7325 (上野)
下京区	371-4266 (塩入)	伏見区	603-2652 (中川)
南 区	321-8133 (張)	伏見区	756-4250 (和田)
右京区	090-3996-5328 (山沢)	伏見区	934-1482 (村山)
右京区	864-5307 (鈴木)	伏見区	080-5338-5496 (木村)



京都市  
CITY OF KYOTO

※相談員によっては不在の場合もございますので予めご了承ください。

## 発達障害とは

発達障害者支援法でいう発達障害とは、自閉症スペクトラム（自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害）、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD／HD）、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

自閉症スペクトラム、学習障害、注意欠陥／多動性障害、の3つについては、現在の診断基準ではそれぞれ独立していますが、行動や症状が重複していることが多くあります。そのような特徴がある方を「発達障害」として広くとらえ、支援の対象にしています。



## 自閉症スペクトラム

自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害など、定義によってさまざまな名称がありますが、①相互的な対人社会性、②コミュニケーション、③想像力（興味の偏り、こだわりを含む）の3つの領域に質的な偏りを持っている場合に診断されます。

## 学習障害（LD）

知的発達に大きな遅れはないのに、学習面で特異なつまずきがあり、特定のスキルの習得がとても困難であるなど、能力に凹凸があるのが特徴です。他のことはみんなと同じ程度にできるにもかかわらず、「読む、書く、計算する」のスキルのどれか、またはいくつかに著しい遅れがみられます。



## 注意欠陥／多動性障害（AD/HD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性及び多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障をきたすものです。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因によって起こる機能不全があると考えられます。

発行：平成30年10月 京都市印刷物 第304692号  
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室  
☎075-222-4161  
京都市発達障害者支援センターかがやき  
☎075-841-0375  
京都市児童福祉センター発達相談課  
☎075-801-9182  
京都市第二児童福祉センター発達相談部門  
☎075-612-2727

